

平成 27 年度特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 指導検査実施方針及び指導検査実施計画（案）

1 基本方針

これまで、保育施設に対する認可及び指導検査は、児童福祉法に基づき東京都が実施してきたが、平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度への移行により、区には児童福祉法に基づく家庭的保育事業等（地域型保育事業）の認可、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設及び地域型保育事業を給付対象とするための確認、区が認可した家庭的保育事業等（地域型保育事業）及び確認した教育・保育施設及び地域型保育事業の適正な運営を維持するための指導検査及び一定の範囲内における処分の権限が付与されている。

このことを踏まえて、平成 27 年度は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「施設等」という。）が児童福祉法、子ども・子育て支援法、社会福祉法のほか、労働基準法、消防法などの法令、区が定める世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例、及び世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例等、事業を実施するにあたりよるべき基準その他の所管行政庁の通知並びにこれらに基づき区長が定める指導検査に係る基準（以下「法令・基準等」という。）に照らし適正に運営されているかを個別的に詳らかにし、施設等の適正な運営及び保育の質の確保を図ることに主眼を置き指導検査を実施する。

特定教育・保育施設の指導検査にあたっては、東京都と区が連携し、それぞれがそれぞれの権限を効果的かつ効率的に行使できる体制を整えるものとし、特定地域型保育事業の指導検査にあたっては、これまで東京都が実施してきた指導検査のしくみを踏襲しつつ、子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえた区としての指導検査のあり方について継続した検討を行う。

なお、重大な法令・基準等の違反、不適切なサービスの提供の疑いがある場合には、子どもの権利を保護し、利用者の信頼を維持するために、速やかに指導検査を実施し、関係部課とも連携を図りながら、必要な是正を求める。

2 一般指導検査の重点項目

（1）運営関係

職員の状況

- ア 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- イ 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- ウ 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に実施されているか。
- エ 特定教育保育施設給付及び特定地域型保育給付の要件を満たしているか。

建物設備の管理及び災害対策の状況

- ア 児童の年齢区分別に基準面積が確保されているか。

イ 消防計画に基づく防火設備の配備、避難訓練等の防災対策が徹底されているか。

(2) 保育関係

保育の状況

ア 子どもの権利に配慮した適切な保育が行われているか。

イ 保育所保育指針に基づく保育課程及び指導計画の編成等がなされているか。

食事の提供の状況

ア 児童の健康状態の把握が適正になされているか。

イ アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

健康・安全の状況

ア 保育にあたる職員は適正に配置されているか。

イ 感染症予防対策が徹底されているか。

ウ 乳幼児突然死症候群の予防が徹底されているか。

(3) 会計関係

ア 決算書が適正に作成されているか。

イ 物品購入等に伴う契約書が作成されているか。

ウ 資産管理が適正に行われているか。

エ 預金通帳の管理等、内部牽制体制が確保されているか。

オ 適正な会計処理がなされているか。

3 特別指導検査の重点項目

(1) 運営関係

法令・基準等が遵守されているか。

(2) 保育内容関係

保育内容は、利用児童の心身の健全な発達を図るものとして、良質かつ適切なものか。

(3) 会計関係

会計原則を踏まえた経理規程等を遵守し、適正な経理処理がなされているか。

4 実施計画

(1) 対象施設等

ア 保育所

イ 家庭的保育事業

ウ 小規模保育事業

(2) 実施形態

一般指導検査

ア 実施方法

施設種別ごとに日程を定め、施設等に赴き実施する。

イ 実施単位

施設等を単位として実施する。

なお、保育所の指導検査は、東京都との合同実施を基本とする。

ウ 班編成

1 検査班あたりの検査員は、原則として2人とする。また、施設の状況により専門職員を加えて実施することがある。

エ 実施通知

対象施設等設置者の代表者にあらかじめ書面で一般指導検査を実施する旨、その日時、場所その他の必要な事項を通知する。ただし、一般指導検査の目的及び効果を勘案して相当と認めるときは、一般指導検査を開始する時に書面を提示することにより通知することがある。

オ 対象施設等及び日程

原則として、対象施設等は9月に、日程は10月以降1か月ごとに決定する。

特別指導検査

ア 実施方法

施設種別ごとに日程を定め、施設等に赴き実施する。必要に応じて設置者の関係者に来庁を求め実施することがある。

イ 実施単位

施設等を単位として実施する。

ウ 班編成

1 検査班あたりの検査員は、原則として3人とする。また、施設の状況により専門職員を加えて実施することがある。なお、保育所の指導検査は、必要により、東京都と合同で実施することがある。

エ 実施通知

対象施設等設置者の代表者にあらかじめ書面で特別指導検査を実施する旨、その日時、場所その他の必要な事項を通知する。ただし、特別指導検査の目的及び効果を勘案して相当と認めるときは、特別指導検査を開始する時に書面を提示することにより通知することがある。

オ 対象施設等及び日程

対象施設等及び日程は適宜決定する。

(3) 対象施設等の選定方法

選定の対象

平成27年4月1日時点に存する施設等とする。ただし、年度途中に開設した施設等についても、必要があると認められた場合は選定の対象とする。

選定の方法

ア 保育所

東京都における指導検査の対象であること。

イ 家庭的保育事業

児童福祉法施行令第35条の4の規定に基づき全事業所

ウ 小規模保育事業

児童福祉法施行令第35条の4の規定に基づき全事業所

エ 施設等全般

苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する等、その他指導検査の実施が必要と判断される施設等